

[事案 2021-315] 新契約無効請求

・令和4年10月13日 裁定終了
※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年3月に契約した5件の変額保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険料が全額投資される商品と説明された。
- (2) 重要事項、解約返戻金に関する説明がなく、保険料の払込期間が99歳までであることの説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保険料が全額投資される商品といった説明はしていない。
- (2) 本契約について必要十分な説明をしており、募集手続において不適切な点はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。